

市立柏高校の部活動活動方針について

～第3回アドバイザーボード会議提出資料～

1 これまでの論点整理（再掲）

第1回目のアドバイザリーボード会議（5/21実施），令和4年度第1回総合教育会議（5/25実施）でのご意見を踏まえ，次の通り論点を整理

- 1 部活動の改善（**過密スケジュールの解消＝活動時間の見直し，休暇の確保等で予防**）
⇒部活動で燃え尽きない実施体制，活動と休養のメリハリ，部活動以外の多様な時間の確保
- 2 生徒等の相談支援について（**相談体制，相談環境等の整備でフォロー**）
⇒一人一人の生徒に合った見守りやカウンセリング，支援の実施
- 3 意識改革（**部活動に対する対話と持続的な評価・検証**）
⇒教育課程と連携して効果を発揮すべきものであることの理解と実践
⇒長時間練習を前提にした活動からの転換
- 4 その他（国への要望など）

★論点の中で特に部活動の活動方針の見直しを最重点事項として位置づけ，進めていく

2 基本的な考え方（一部変更追記※青字部分）

- スポーツ庁，文化庁の現行（義務教育版）ガイドラインの考え方をできる限り踏まえた内容とする
- その上で，ガイドラインに示されている「中学校教育の基礎の上に，心身の発達及や進路に応じて多様な教育が行われていることに留意する」との考え方をどのように具現化すべきか検討
- 今回事案の指摘内容を踏まえ，最低限確保する休養日を年間80日以上（平日は週1日以上，週休日は月に2日以上）として設定する
- これにより，隔週で週休2日を確保することになり，生徒の心身の健康に資すると考えたもの
- 市柏は教育課程の中で部活動を特色の一つとしている学校であるが，今回の見直しにより，生徒の心身の健全な発達を守りながら，市柏の特色である部活動を維持し「生徒・保護者・地域からの期待」にも応えていくこととするもの
- 国等が高校生を対象とした新ガイドラインが策定した場合は，その内容に従う
- 市立柏高校として部活動の長時間練習を見直し，適切な休養を確保し，高校生としてのバランスの取れた生活を実現し，もって生徒の心身の充実を図ることを目指す
- 適度な休養が練習の質を向上させることを生徒に教え，教員もそのための指導スキルを向上させていく
- 市立柏高校は，この基本的な考え方を広く内外に周知し，学校を挙げて推進を図るものとする。

3 第2回アドバイザーボードでのご意見を踏まえた部活動活動方針の考え方

- 現状の部活動が長時間練習，過密スケジュールであることを認識し，改善を図る。
 - ⇒現状に対し共通理解を図り，長時間練習から転換する取り組みを進める
- 部活動の活動方針は，基本的にガイドライン（スポーツ庁，文化庁等）を踏まえて見直す必要がある。
 - ⇒現行ガイドラインの主旨や課題を踏まえた上で，市立柏高校が直面する課題を認識して当面の見直しを図る。国による高校のガイドラインが策定された場合には，それに沿って見直しを行う
- 市柏の特徴である部活動と，部活動を熱心に取り組む生徒への配慮に必要なと思われる活動を確保するためにガイドラインを超過する基準を設定する際は，科学的で客観性のある知見に基づき行う。
 - ⇒質を重視した活動への転換と，見直し内容に関する実効性の確保を図る
- 上記を踏まえ，生徒本位の部活動を確立し，一層の活性化を図る。

4 部活動の活動日及び休養日（変更）

変更案

区分		平日	週休日（土日祝）
課業日	活動時間	3時間以内	6時間以内
		※活動時間終了後30分以内に完全下校	
	休養日	1日以上／1週間	2日以上／1月
長期休業中	活動時間	1日当たり6時間以内 ※活動時間終了後30分以内に完全下校	
	休養日	12日以上（連続休暇3日含む）／夏季休業の場合	

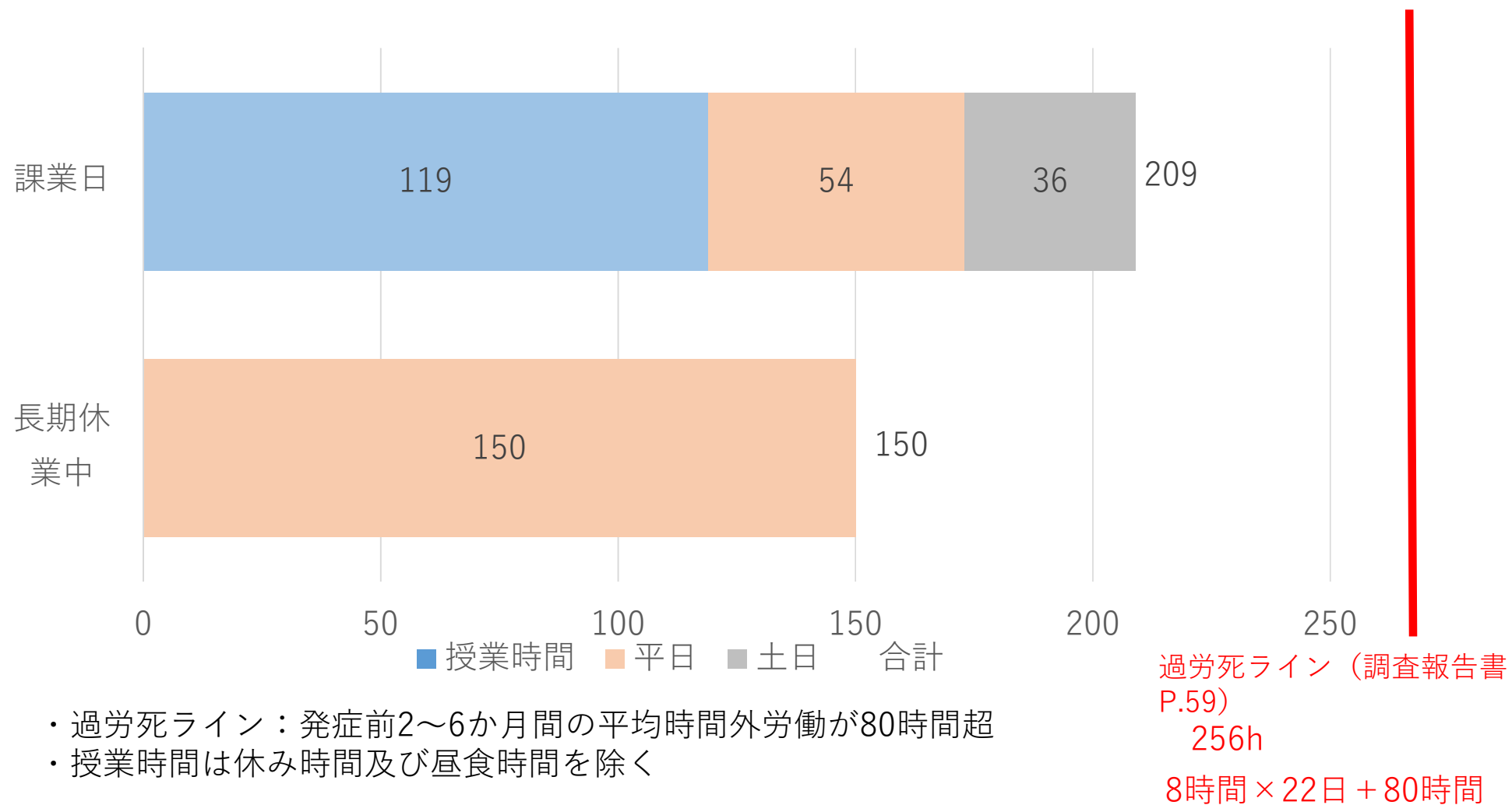
年間の最低休養日数を80日とし、大会日程等により指定の休養日を取得できない時は後8週以内に振替

【上記以外の特別な場合の運用について】

- ・ 予め校長の許可を得た場合に限り、活動時間の延長を可能とする。
- ・ その場合、活動時間は8時間／日を上限（課業日の平日は原則延長無し）とし、原則、平日で週に1日以上と土日は隔週で1日以上休養日を確保するものとする。

なお、休養日の日数は、一の年度において最低80日以上とし、特別な場合を適用する上限については一の年度について80日以内とする。

5 活動方針案と過労死ライン



参考 （5 活動方針案と過労死ラインの算定）

単位：時間

	授業時間	部活動活動時間		合計	備考
		平日	土日		
過労死ライン	—	—	—	256	8時間労働×22日＋80時間
課業日	119	54	36	209	平日:3時間×18日 土日:6時間×6日
長期休業中	—	150		150	6時間×25日

6 公欠日数の見直し

■主要な部活動の公欠の見込み

次スライド参照。今年度2学期以降の公欠の必要日数は、地区予選などの日程がこれから決定されることも多く、また、上位大会に進めるか否かによっても変わってくる。

■公欠を行う一定のルール（公欠を認める場合、最大日数等）

- ①大会に係る日程により、校長が必要と認めた場合。
- ②吹奏楽部の訪問演奏による公欠は年間3日以内を原則とする。
- ③大会以外の公欠については、その内容（必要性和参加意義等）を十分に精査し、公欠の扱いでなければ実施できないものかを調整する。

7 主な部の公欠日数の見込み（令和4年度見込み）

※以下の日数は例年の実績から見込んだものである。

- 1 吹奏楽部・・・6日（4大会、公欠なし2大会）
- 2 ソフトテニス部・・・6日（3大会、その地区予選会も含む）
- 3 駅伝部・・・6日（4大会）
- 4 陸上部・・・3日（2大会）
- 5 バレー・・・3日（3大会）
- 6 野球・・・3日（夏県予選）
- 7 バスケット、剣道、テニス・・・2日

8 自主練習、登下校時間について

- 朝の自主練習は、顧問の監督の下 1 時間以内とする（7 時以降に練習開始）。
- 駅伝部など、朝の涼しい時間帯にメイン練習をする部は、顧問の指示に従って活動する。
- 下校時間は、原則、活動終了後 30 分以内とする。
- 放課後練習が終了した後の自主練習は原則なしとする。
ただし、大会前などにおいて、個々の生徒が技能の向上等を図るため自から練習を希望する場合は、校長が許可した上、顧問の監督下で必要最小限度の範囲で行うものとし、1 時間以内とする。
- 自主練習は生徒の自主性に基づいた任意の練習であり、学校は場の提供と安全管理をおこなう。

9 学習との両立及び進路選択に関する生徒の自主性の尊重

■ 定期試験期間においては、定期試験の前日を起算日として試験前1週間と定期試験期間中（最終日の放課後を除く）は部活動を休止とする（この休止日数は、年間の最低休養日数の80日には含めない）。

ただし、大会前のコンディション調整のため必要な場合は校長の許可を得た上で1時間以内の活動を認める。

【試験前後の例】

7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	試験日	試験日	試験日	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み		練習開始→

※赤字は試験の有無に関わらない休み（水曜日を平日休みとして想定）

■ オープンキャンパスや試験受験等、進路選択に関する生徒の自主性を優先させることをあらためて徹底する。